

令和4年度 大山町自転車活用推進連絡会議  
(書面開催)

令和4年8月23日(火)

次 第

1 会議内容

(1) 大山町自転車活用推進計画(令和4～6年度)について

○大山町自転車活用推進計画の概要 資料1-1

○大山町自転車活用計画の説明及び進捗等 資料1-2

- ・大山町自転車活用推進チーム (別紙1)
- ・自転車に関する広報啓発 (別紙2)
- ・サイクルスポーツの魅力発信 (別紙3)
- ・海と山をつなぐサイクリングルートの利用促進 (別紙4)
- ・レンタサイクルの普及促進 (別紙5)

(2) 自転車活用関係のお知らせ

○大山町自転車活用計画事業に関するお知らせ 資料2-1

○鳥取県サイクルツーリズムに関する各種補助金等のお知らせ 資料2-2

(3) その他

○大山町アウトドアライフ構想 参考資料1

○海の観光拠点整備事業の概要について 参考資料2

## 自転車活用の目的

自転車が日常的な移動手段であるほかに「環境・健康・観光」などの様々な側面から、その多様な利用価値に注目し、自転車活用による地域の活性化を図る。

## 計画の基本理念

自転車をつながりひろがる大山町の楽しさ

### 推進目標 ～5つの推進目標と施策～

【環境・暮らし】  
自然との共生につながるきっかけづくり

自転車を徒歩と同様に基礎的な移動手段と捉え、公共交通や自動車とのベストミックスを目指し、近距離の移動や電動アシスト付き自転車の活用など、身近なところから環境にやさしいライフスタイルにつながる自転車活用を推進します。

地球温暖化防止に向けた自転車の利用促進

暮らしの中の無理のない自転車活用

自転車通勤等の促進

【スポーツ・健康】  
楽しみながら心と体の健康づくり

運動不足の解消にも役立ち、スポーツとしても魅力のある自転車を誰もが楽しめるものとなるよう、体力に応じたルート設定や競技大会の開催など、クオリティ・オブ・ライフの向上や健康づくりにつながる自転車活用を推進します。

サイクリングスポーツ振興の推進

自転車を活用した健康づくりの推進

【観光・地域振興】  
海から山までひろがる観光地域づくり

サイクリングツアーの充実やレンタサイクルの活用を進めるほか、立ち寄り場所の多いルート設定や自転車に優しい宿泊・商業施設の受け入れ環境整備、公共交通機関との連携を図り、海から山まで周遊できる観光地域づくりを推進します。

地域をつなぐサイクリングルートの活用推進

魅力あるサイクリング環境の創出

【交通・安全】  
自転車に乗る「人」の安心安全づくり

乗る人の命を守るために必要な交通ルールの徹底、自転車の日常点検や安全運転、ヘルメットの着用などの普及啓発等に努め、自動車・自転車・歩行者それぞれが互いの特性や交通ルールを理解し、安心安全に使うことができる人的な環境づくりを推進します。

自転車の点検整備の促進

自転車の安全利用の促進

学校等における交通安全教育の推進

【道路・まちづくり】  
自転車が走る「道」の安心安全づくり

路面表示や標識の整備により自動車・歩行者も快適に使うことできる道路環境を整えていくことや、サイクリングルート・生活道路といった道路の性格に応じた安全対策、駐輪場の整備など自転車利用の利便性を高める物的な環境づくりを推進します。

自転車通行空間の計画的な整備推進

自転車の利用が生まれるまちづくりの推進

## 計画のフォローアップ

実施する取り組みの進捗状況及び関連指標等を参考に、PDCAサイクルに則ってフォローアップを行い、実施する取り組みの評価・改善を行いつつ計画の推進を図る。

I 【環境・暮らし】自然との共生につながるきっかけづくり

分類	取組施策 実施する取り組み	取組内容	班区分	実施(主導) 主体	関連主体	目標 年度	事業 年度	執行 予算	活用事 業名	事業内容(R4.5.31時点)	重点 施策	備考
1	地球温暖化防止に向けた自転車の利用促進											
	① 自転車利用による環境負荷低減の広報啓発	温暖化対策に資する「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE」の「スマートムーブ」等を活用して、自転車活用等のわたしたちができる環境にやさしいライフスタイルへの転換について、広報・啓発を行います。	環境交通対策	住民課		R6	R4~	-	-	広報だいせん、町ウェブサイトを活用した住民向け広報を実施。	★	広報啓発事業
	② エコな移動手段の活用を促す仕組みの検討	環境にやさしい移動手段として自転車の利用を促すため、一定の自転車移動によってエコポイントが得られる仕組み等を検討し、自転車利用の促進を図ります。	環境交通対策	住民課		R6	R4~	-	-	エコポイント的な制度について、本町への導入可能性について情報収集及び検討実施。		利用促進支援事業
2	暮らしの中の無理のない自転車活用											
	① 自転車に関する広報啓発	5月1日から5月31までの自転車月間及び5月5日の自転車の日と連動して、自転車利用に関する広報啓発活動を強化し、町内での自転車利用に関する理解や意識醸成を図ります。	事務局	観光課 (関係各課)		R6	R4~	-	-	①大山町自転車活用推進連絡会議を8月下旬に開催する。		広報啓発事業
	② 2km以内の自転車移動の推奨	日常生活の移動の中で自動車の代替が可能であると考えられる2km以内の移動においては、「天気の良い日2km以内」を合言葉に、自転車活用の情報発信を行い、無理のない自転車活用を推奨します。	環境交通対策	企画課	総務課	R6	R4~	-	-	広報だいせん、町ウェブサイトを活用した住民向け広報を実施。		広報啓発事業
	③ 電動アシスト付き自転車の活用促進	日常の自転車活用の妨げとなる坂道の問題や観光における長距離利用での体力的な負担を解消するものとして、電動アシスト付き自転車に関する情報発信や地域のニーズに応じて購入助成制度の導入を検討し、電動アシスト付き自転車の活用を図ります。	環境交通対策	企画課	観光課	R6	R5	-	-	広報だいせん、町ウェブサイトを活用した住民向け広報を実施。必要に応じて、他の広報啓発事業等との合同掲載を検討する。	★	広報啓発事業
			環境交通対策	企画課	-	R6	R4~	-	-	ニーズ・補助対象先などの調査検討を進め、必要に応じて制度設計を行う。		利用促進支援事業
3	自転車通勤等の促進											
	① 自転車通勤拡大のための広報啓発・支援の検討	最も身近で習慣的な移動となる通勤での自転車の利用機会の向上のために広報啓発を行います。また自転車通勤に関する課題を検討し、自転車活用推進官民連携協議会策定の「自転車通勤導入に関する手引き」を参考に支援等を検討します。	環境交通対策	企画課	総務課 町職労	R6	R4~	-	-	通勤への自転車活用に向けた課題を整理し、活用可能な層に向けた推進広報を行う。		利用促進支援事業
	② 自転車通勤等に係る駐輪場等の整備支援の検討	自転車通勤を導入する事業所等において、自転車通勤者や施設の来訪者のために必要な駐輪場の整備に係る支援を検討します。	環境交通対策	企画課	町商工会	R6	R4~	-	-	ニーズ・補助対象先などの調査検討を進め、必要に応じて制度設計を行う。		利用促進支援事業

大山町自転車活用計画(R4-R6) 事業一覧

Ⅱ 【スポーツ・健康】楽しみながら心と体の健康づくり

分類	取組施策		取組内容	班区分	実施(主導)主体	関連主体	目標年度	事業年度	執行予算	活用事業名	事業内容(R4.5.31時点)	重点施策	備考
	実施する取り組み												
1	サイクルスポーツ振興の推進												
	①	サイクルスポーツの魅力発信	地域におけるサイクルスポーツに関する情報収集や情報発信を行い、自転車に親しみやすい環境づくりを図ります。	健康スポーツ推進	社会教育課		R6	R4～	-	-	・5月は「自転車月間」であることから、図書館本館にてトピックコーナーを設置 ・大山チャンネルの放送に向けて協議を行う。 ・愛好者と団体育成に向けて協議・検討を行う。		広報啓発事業
	②	スポーツ自転車のメンテナンス講座等の検討	愛好家・自転車店・団体等と連携し、ロードバイク等のスポーツ自転車のメンテナンスや乗り方講座、町内での走行会の開催等を検討し、サイクルスポーツの普及を図ります。	健康スポーツ推進	社会教育課	観光課	R6	R4～	-	-	R5年度の事業実施に向け、情報収集や検討を行う。	★	新価値創造事業
	③	インドアサイクリングの活用検討	悪天候による継続的な運動の妨げや公道走行の不安を和らげるものとして、ニーズに応じて民間事業者等とフィットネスバイクやバーチャルサイクリングなどの活用の検討を行います。	健康スポーツ推進	社会教育課	健康対策課	R6	R4～	-	-	R5年度の事業実施に向け、情報収集や検討を行う。		新価値創造事業
2	自転車を活用した健康づくりの推進												
	①	自転車活用による健康増進に関する広報啓発	地域における健康づくりに役立つ自転車活用の事例収集や広報啓発を行い、町民の運動習慣の増加を図ります。	健康スポーツ推進	健康対策課		R6	R4～	-	-	情報収集を行い、ホームページや広報だいせん10月号への掲載を目指す。		広報啓発事業
	②	健康増進と連携した観光事業等の促進	サイクルツーリズムや健康づくりを推進する民間事業者・団体等に対して、ウェルネスツーリズムやヘルスツーリズムにつながるような自転車を活用したコンテンツと観光等が連携した事業の導入・検討について働きかけます。	健康スポーツ推進	健康対策課	観光課	R6	R4～	-	-	先進事例などの情報収集を行い、また、カーブスとの連携を行いながら、次年度に向けての事業検討を行う。	★	利用促進支援事業

大山町自転車活用計画(R4-R6) 事業一覧

Ⅲ 【観光・地域振興】海から山までひろがる観光地域づくり

分類	取組施策		取組内容	班区分	実施(主導)主体	関連主体	目標年度	事業年度	執行予算	活用事業名	事業内容(R4.5.31時点)	重点施策	備考
	実施する取り組み												
1	地域をつなぐサイクリングルートの活用推進												
	①	ナショナルサイクルルート指定に向けた連携推進	鳥取県を横断する鳥取うみなみロードをはじめとした県内サイクルルートのナショナルサイクルルート指定に向けて、鳥取県、関係市町村及び関係団体等と連携し、町内サイクリングルートと併せて広くプロモーションを行い、国内外からの誘客促進を図ります。	観光地域振興	観光課	建設課	R6	R4～	-	-	①大山周遊ルートの検討状況に合わせて町管理道のハード整備計画を立てる。		広報啓発事業
					観光課		R6	R6			②ルート整備後には町内部分でFAMトリップ・モニターツアー等の実施を委託し、町内観光の情報発信を行う。		
	②	海と山をつなぐサイクリングルートの利用促進	大山町の魅力である海と山を一度に満喫できるサイクリングルートを検討し、ルート沿線の事業者と連携しながら、海側と山側が連携した誘客施策に取り組みます。	観光地域振興	観光課	企画課 建設課	R4	R4	-	-	①R3実施の(株)アーチの助言をもとに整備ルートを決定する意見交換会(県土・サイクル振興室・サイクリング協会・建設・企画・観光)を設け決定する。		
					観光課	建設課	R6	R5～	-	-	②町管理道であれば整備計画を検討し予算化していく。町以外では要望を上げていく。		
					観光課	企画課	R6	R5～	-	-	③決定したルート沿線事業者を中心にルートを活用した誘客キャンペーン等を検討する。	★	利用促進支援事業
	③	地域サイクリングルートの検討	地域関係者や商工事業者に対して、地域資源の活用や地域活性化につながるサイクリングルートの検討を促すほか、ルート検討に必要な情報提供等の支援を行います。	観光地域振興	観光課	企画課	R6	R4～	-	-	大山町商工会(大山時間)の協力を得てコト・モノそれぞれの講習会を通じて民間事業者等主体のサイクルツーリズムの推進を図る。		新価値創造事業
	④	サイクリングイベントの開催・誘致、情報発信	初心者から参加できる大会やサイクリングイベントの開催又は誘致を図るほか、上級者のニーズにも応えられるよう幅広い挑戦の場を設定するよう努めます。また町内サイクリングルートの利用促進に向けた情報発信を行います。	観光地域振興	観光課		R6	R4～	-	-	①初心者でも参加できるイベントとして持続性のあるはまなすサイクリングの在り方を検討する。		利用促進支援事業
					観光課		R4	R4	補助	単町	②MTBトレイルを活用したイベントに補助金を交付し、今後の利用促進につなげる。またイベント誘致に向けて事業者にはアヒリングを行う。		
					観光課	社会教育課 福祉介護課	R6	R4～	-	-	③ねんりんピックの自転車競技コース担当町として協力する。		
				観光地域振興	観光課		R6	R5～	-	-	④うみなみロード・大山周遊ルート(検討中)・海と山をつなぐサイクリングルート(検討中)を町ウェブサイト上で発信。		
					観光課		R6	R5～	-	-	⑤ジャパンエコトラックルートへの掲載か独自のルートマップを作成する。		
					観光課		R6	R5～	-	-	⑥ウェブサイト上でルートデータの取得できるよう検討する。		利用促進支援事業
2	魅力あるサイクリング環境の創出												
	①	サイクリストの受入環境の整備	地域関係者の協力を得ながら官民連携による安全・安心・快適なサイクリング環境の整備を図ります。ジャパンエコトラックの推進及びサイクリング拠点施設の整備に関する支援を検討します。	観光地域振興	観光課		R6	R4～	-	-	①町有施設も含めてダイジョウブシステムとジャパンエコトラックの受け入れ環境整備を図る。		
					観光課		R6	R5～	-	-	②サイクリング拠点となる施設整備を行う事業者に対する補助制度を検討する。		利用促進支援事業
	②	民間事業者等による自転車コンテンツの充実	初心者にも参加できるサイクリングツアーの企画やガイドができる人材の育成を支援し、多くの人々がサイクリングを楽しめる環境づくりとサービスの充実を支援します。	観光地域振興	観光課		R6	R4～	補助	地方創生推進交付金	有料ガイド全般に加えて、サイクリングガイド育成に資する事業に対して補助金を交付し、ガイドツアーの充実を図る。		新価値創造事業
	③	公共交通機関との連携	公共交通機関と自転車との連携を図るサイクルトレインやサイクルバスの運行に向けて、地域関係者と課題や対策等の検討を行います。	観光地域振興	観光課	企画課	R6	R4～	-	-	サイクルトレインやサイクルバスの運行の実現に向けて、関係者と課題等の整理を行う。		新価値創造事業
	④	レンタサイクルの普及促進	電動アシスト付き自転車を活用したレンタサイクルモデル事業を通じて、地域関係者と連携しながら、利用者ニーズに合ったレンタサイクルシステムの構築を検討します。	観光地域振興	観光課		R6	R4～	補助	地方創生推進交付金	R4は無料、R5では有料のレンタサイクル検証業務を通じて、町内で持続可能な運営方法を検討し、R6本格運用を目指す。	★	新価値創造事業

大山町自転車活用計画(R4-R6) 事業一覧

IV 【交通・安全】自転車に乗る「人」の安心安全づくり

分類	取組施策		取組内容	班区分	実施(主導)主体	関連主体	目標年度	事業年度	執行予算	活用事業名	事業内容(R4.5.31時点)	重点施策	備考	
	実施する取り組み													
1	自転車の点検整備の促進													
	①	自転車技師・自転車安全整備士の資格取得への支援等	一般財団法人日本車両検査協会が実施する自転車技師や公益財団法人日本管理技術協会が実施する自転車安全整備士に係る資格取得に係る支援を検討するほか、交通安全教育の機会等を活用した広報啓発を行い、自転車の安全点検について啓発を行います。	観光地域振興	観光課	企画課	R6	R4～	-	-	町内自転車販売店と意見交換を行い、町内における自転車店の確保や自転車整備士の確保の方法について検討する。		利用促進支援事業	
	②	自転車整備体制の強化	自転車利用が多く見込まれるルートに沿線において、自転車店だけでなく自動車店や協力施設でも簡易な修理キットの提供やパンクなどの簡易な修理ができるよう地域関係者と検討を行います。	観光地域振興	観光課	企画課	R6	R4～	-	-	ダイジョウブシステム等の協力施設に対して、既存のサービス以上のものが提供可能かどうか事業への関心度をヒアリングする。	★	利用促進支援事業	
③	日常の安全点検の啓発	自転車を安全な利用には、日常の基本的な点検が有効であるため、乗車前の自己点検が習慣になるよう「ぶたはしゃべる」を合言葉に啓発を図ります。	環境交通対策	企画課	琴浦大山警察署		R5	R5～	-	-	警察等からの情報を参考に、個人で実施可能な取り組みについて整理し、必要情報を広報する。		広報啓発事業	
2	自転車の安全利用の促進													
	①	防犯登録及び保険加入等の促進	防犯登録及び自転車の保険加入率が上がるよう普及啓発を行います。	環境交通対策	企画課	琴浦大山警察署		R5	R5～	-	-	警察等からの情報を参考に、啓発につながるような広報を実施する。		広報啓発事業
	②	自転車乗車時のヘルメット着用の普及啓発	交通安全教室等の機会を活用してヘルメット着用を啓発するとともに、こどもを対象としたヘルメット購入支援や率先して着用したくなるような普及策を生徒と一緒に検討する等、ヘルメット着用の普及を図ります。	環境交通対策	幼児・学校教育課		R6	R5～				補助については過去に中学生分支援を廃止した経過も考慮したうえで、これから必要な対象等の研究を含めた制度検討を行う。		利用促進支援事業
				環境交通対策	企画課	幼児・学校教育課	R5	R5～	-	-	警察等からの情報を参考に、広報だいせん、町ホームページ等での広報を実施。		広報啓発事業	
	③	自転車通行空間の整備に合わせた通行ルールの広報啓発	自転車通行空間の整備に合わせ、整備形態に応じた自転車通行ルールや「自転車安全利用五則」を活用して自転車の基本的な通行ルールを周知することにより、地域住民等への通行ルールの広報啓発に努めます。	環境交通対策	企画課	幼児・学校教育課		R5	R5～	-	-	自転車通行空間の整備に合わせて、必要な広報を実施。	★	広報啓発事業
	④	町役場職員に対するルールの順守の徹底	自転車の交通ルール順守について、町役場の所属職員に対して自転車通行ルール等の周知及び普及を図り、自転車利用の手本となることで、町内の安心安全な利用環境の創出に努めます。	環境交通対策	総務課		R6	R4～	-	-	折に触れ、自転車安全利用5則ほか、必要な情報をインフォメーションにて周知。	★	広報啓発事業	
⑤	ボランティア等と連携した交通安全指導・啓発活動の推進	ボランティア、地方公共団体、関係機関・団体、地域住民等が連携して、違反行為を防止するため、自転車の盗難防止に対する意識の向上、駐輪中の自転車への施錠啓発を行うとともに迷惑駐輪、放置自転車等のマナー違反や交通ルールの徹底等に努めます。	環境交通対策	企画課	幼児・学校教育課		R5	R5～	-	-	交通安全指導員が現場に出向いた際に、自転車の乗り方等に指導いただけるよう、必要に応じた研修機会の提供や情報提供を実施する。		広報啓発事業	
3	学校等における交通安全教育の推進													
	①	交通安全教室等の推進	小・中学校の児童・生徒には交通安全教室等を活用して発達段階に応じた安全確保や交通ルールを守る必要性・重要性への理解を促すとともに、関係機関とも連携して、高齢者向けの交通安全教室の実施や交通安全に関する指導技術の向上に向けた取り組みを検討します。	環境交通対策	幼児・学校教育課		R6	R5～	-	-	現在、小学生世代に向けて行っている自転車の乗り方指導や、自転車通学の中学生への啓発活動を継続して実施する。		広報啓発事業	
				環境交通対策	企画課	幼児・学校教育課	R5	R5～	-	-	他の女子広報等と連携しながら、幅広い年代に向けた基本的なルール等について啓発広報を実施する。		広報啓発事業	
②	自転車通学・通行の視点を踏まえた通学路の安全点検の実施	教育委員会、警察、道路管理者等の地域関係者により、自転車の視点も踏まえた通学路の安全点検を検討します。	環境交通対策	幼児・学校教育課	建設課		R6	R5～	-	-	役場関係課合同で毎年実施している通学路の安全点検を継続実施するとともに、保護者等から寄せられる情報をもとに随時対応する。		利用促進支援事業	

大山町自転車活用計画(R4-R6) 事業一覧

V 【道路・まちづくり】自転車が走る「道」の安心安全づくり

分類	取組施策		取組内容	班区分	実施(主導)主体	関連主体	目標年度	事業年度	執行予算	活用事業名	事業内容(R4.5.31時点)	重点	備考
	実施する取り組み												
1	自転車通行空間の計画的な整備推進												
	①	ガイドラインに基づく自転車通行空間の整備推進	安全で快適な自転車利用に向けて、自転車ネットワーク計画の策定を検討するとともに、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」(平成28年7月19日道路局長・交通局長通知)に基づき、道路の路肩拡幅や自転車通行帯の設置、路面標示や走行ラインのカラー舗装等、関係機関と協議しながら安全・快適な自転車通行空間の整備を検討します。	道路インフラ整備	建設課		R6	R5	-	-	ルート決定後に検討を始める。	★	利用環境整備事業
	②	生活道路の安全対策	生活道路における歩行者・自転車・自動車の安全確保に向けて必要な安全対策を検討します。自動車の速度抑制や通過交通の進入抑制を図る「ゾーン30」の指定や狭道の設置などの対策を講じます。	道路インフラ整備	建設課		R6	R5	-	-	ルート決定後に検討を始める。	★	利用環境整備事業
	③	安全・快適な道路空間の共有に関する啓発	愛媛県で平成27年から行われている「思いやり1.5m運動」と「走ろう！車道運動」を参考に、道路事情により十分な自転車通行空間が確保できない本町においても、自動車等の運転手に対して、自転車の横を通過する際には、1.5m以上の安全な間隔を保つか徐行を促したり、歩行者の安全のために自転車の車道走行を促したり、道路を安心・快適に利用するシェアザロードの啓発を行います。	道路インフラ整備	建設課		R6	R4~	-	-	交通・安全に関する広報に併せて啓発を行う。		広報啓発事業
2	自転車の利用が生まれるまちづくりの推進												
	①	違法駐輪・違法駐車への啓発及び地域のニーズに応じた駐輪場等の整備	自転車通行空間上の違法駐輪・違法駐車への啓発、ニーズに応じた公共施設等への駐輪場の整備又はサイクルラックの設置等により自転車を利用しやすい環境づくりに努めます。	環境交通対策	企画課	総務課	R5	R5~	-	-	公共施設への施設整備の必要性について検討を進めるとともに、違法駐輪等について必要な広報を行う。	★	利用促進支援事業
	②	シェアサイクル導入の検討	コンパクトなまちづくりとも連携し、鉄道周辺・公共施設が集中するエリア等を中心に、2次交通や公共交通を補完するものとして、シェアサイクルの有効性及び導入の可能性を検討します。	環境交通対策	企画課	観光課	R5	R4~	-	-	シェアサイクル導入についての情報収集、検討を進める。		新価値創造事業
	③	災害時における自転車活用に関する検討	災害時において自動車が利用できない道路状況を想定し、被災状況の把握や住民避難の対応等、機動的な移動の確保が求められる場面等での自転車活用の検討を行います。	環境交通対策	総務課		R6	R4~	-	-	大山町域での災害発生時に想定される自転車活用機会の可能性について検討する。		広報啓発事業

## 自転車活用計画事業に関するお知らせ

事業番号	Ⅱ-1-①
取り組み	サイクルスポーツの魅力発信
お知らせ	<p>●大山チャンネルでの魅力発信</p> <p>愛好者がサイクルスポーツを楽しむ姿やメッセージを通して、情報発信をしていきたいと考えている。現在は出演者の人選中の段階であり、出演者について推薦などがあればお願いしたい。</p> <p>●団体育成に向けた協議・検討</p> <p>サイクルスポーツのイベントを通して魅力を発信する。イベントを担うことのできる団体の育成支援や情報発信を通して愛好者の裾野を広げていくとともに、イベント開催に意欲的な愛好者に集まってもらい、団体化に向けて協議を進めていきたいと考えている。愛好者について推薦などがあればお願いしたい。</p>
問合せ先	社会教育課生涯学習室 電話 0859-54-5212

事業番号	Ⅱ-1-②
取り組み	スポーツ自転車のメンテナンス講座等の検討
お知らせ	<p>・スポーツ自転車のメンテナンス講座等の検討</p> <p>令和5年度の事業化に向けて情報収集や検討を行っている。スポーツ自転車のメンテナンス講座や走行会への協力者について、推薦などがあればお願いしたい。</p>
問合せ先	社会教育課生涯学習室 電話 0859-54-5212

## 別紙

## ◆R4年度 サイクルツーリズムに関する補助メニュー

補助金名	概要	補助対象者	補助額 上限等	担当
サイクルイベント支援事業補助金	県内で開催されるサイクリングイベント参加者へのスポーツ用自転車の貸し出しに要する経費を支援	県内サイクリングイベントの主催者	200千円 (補助率1/2)	担当：中原 電話：0857-26-7221
レンタサイクル拠点整備事業補助金	レンタサイクル拠点の施設整備や自転車の貸出事業に要する備品類(自転車、空気入れ、工具等)の購入等に要する経費を支援	県内の市町村、観光協会等(観光の振興を目的として、複数の観光関係の事業者で構成される団体)	1,000千円(補助率1/2)	
サイクルトレイン・サイクルバス普及促進事業補助金	自転車と公共交通機関(鉄道又はバス)を組み合わせたサイクルトレインイベント又はサイクルバスイベント(自転車を走行状態・解体状態を問わず公共交通機関(鉄道又はバス)に搭載して移動する過程を含むイベント及びその実証実験。)の開催を支援	県内の民間団体等	イベント1回につき250千円	
宿泊施設魅力アップ事業補助金(サイクリストの聖地推進事業)	自転車を館内(玄関口、客室等)に駐輪する等の整備及び館内持ち込みするために必要な経費(工事請負費)を支援	県内の宿泊施設(旅館業の許可を取得している事業者に限る。)	1,000千円(補助率1/2)	

## ◆鳥取県「ダイジョウブシステム」について

サイクリストが安全・安心・快適に走行できるための受入れ環境整備として、県内全域で「ダイジョウブシステム」を運用しています。

制度名	概要	登録等対象者	備考
コグステーション	<p><b>サイクルツーリズム拠点化する施設を県が登録。登録には次の5点の提供が可能なことが条件です。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レンタサイクル事業の実施</li> <li>・県内サイクルマップ・チラシの配架</li> <li>・バイクラック設置</li> <li>・工具等の貸し出し</li> <li>・休憩スペースの提供</li> <li>・トイレの使用</li> </ul>	レンタサイクル 実施事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録後、バイクラック、空気入れ、工具等を県が準備し無償譲渡します。</li> </ul> <p>※現在の登録施設数：6施設 (東部:1施設、中部:1施設、西部:4施設)</p>
サイクルカフェ	<p><b>サイクリストが快適に飲食・休憩が取れる飲食店を県が登録。登録には次の4点の提供が可能なことが条件です。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バイクラックの設置</li> <li>・工具等の貸し出し</li> <li>・トイレの使用</li> <li>・飲料水(水道水)の提供</li> </ul>	県内の飲食店、 喫茶店等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録後、バイクラック、空気入れ、工具等を県が準備し無償譲渡します。</li> </ul> <p>※現在の登録施設数:126店舗 (東部:31店舗、中部:27店舗、西部:68店舗)</p>
鳥取県サイクリストに優しい宿	<p><b>サイクリストが安心、快適に旅の疲れを癒やすことができる環境を備えた宿泊施設を県が認定。認定要件は次のとおりです。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車の客室への持込み又は客室以外の屋内の安全な場所での保管</li> <li>・チェックイン前後等におけるフロント、コインロッカー等での荷物の保管</li> <li>・施設内コインランドリー等による衣類の洗濯又はフロント等でのランドリーサービス</li> <li>・手荷物に係る宅配の受取及び発送</li> <li>・バイクラックの貸出、空気入れの貸出</li> <li>・自転車用工具の貸出</li> </ul>	県内にある宿泊施設(旅館業法(昭和23年法律第138号)等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定後、バイクラック、空気入れ、工具等を県が準備し無償譲渡します。</li> </ul> <p>※現在の登録施設数:15施設 (東部:4施設、中部:5施設、西部:6施設)</p>



添付書類 「コグステーション」「サイクルカフェ」…登録申込用紙  
「鳥取県サイクリストに優しい宿」…要綱



鳥取県「ダイジョウブシステム」の詳細については松原(0857-26-7239)までお問い合わせください。